2　締約国の司法当局は、1の規定に基づく損害賠償の額を決定するに当たり、特に、権利者が提示する合理的な価値の評価を考慮する権限を有する。(注)

注　締約国の司法当局は、損害賠償の額を決定するに当たり、適当な場合には、侵害の対象となった物品又はサービスの価値であって、その市場価格によって評価されるものを考慮する権限を有することができる。

3　締約国の司法当局は、著作権又は関連する権利の侵害及び商標の不正使用について、侵害行為を行っていることを知っていた又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、当該侵害行為から生じた当該侵害者の利益を権利者に支払うよう命ずる権限を有する。(注)

注　締約国は、当該利益が1に規定する損害賠償に該当すると推定することにより、この3の規定を遵守することができる。

第十一・六十一条　訴訟の費用

各締約国は、自国の司法当局が、少なくとも著作権又は関連する権利及び商標の侵害について民事上の司法手続が終了した時に、適当な場合には、敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士の費用又は自国の法令に定める他の費用を支払うよう命ずる権限(注)を有することを定める。

注　締約国の司法当局は、民事上の司法手続が終了した後に別個の手続を通じてこれを命ずる権限を有することができる。

第十一・六十二条　侵害物品並びに材料及び道具の廃棄

1　各締約国は、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、少なくとも権利者の申立てにより、著作権侵害物品及び不正商標商品を、例外的な場合を除くほか、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限を有することを定める。(注)

注　締約国は、司法当局が、これらの物品を、権利者に損害を与えないような態様で、いかなる補償もなしに流通経路から排除することを命ずる権限も有することができることを了解する。

2　各締約国は、更に、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、1に規定する著作権侵害物品及び不正商標商品の生産のために主として使用された材料及び道具を、更なる侵害の危険を最小とするような態様で、いかなる補償もなしに流通経路から排除すること(注)を命ずる権限を有することを定める。

注　締約国は、司法当局が、これらの材料及び道具を排除することを命ずる権限を有しつつ、排除することに代えて、これらの材料及び道具を、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限も有することができることを了解する。

3　不正商標商品に関し、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への商品の流入を許可するために十分ではないものとする。

第十一・六十三条　民事上の司法手続における秘密の情報

各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、当該司法手続の当事者、弁護人、専門家その他の裁判所の管轄権に服する者に対し、当該司法手続において作成され、又は交換された秘密の情報の保護に関する司法上の命令(注)の違反について罰を科する権限を有することを定める。

注　この条の規定の適用上、締約国は、各締約国が自国の法令において「司法上の命令」に代わる用語として「裁判所の命令」等の用語を用いることができることを了解する。

第十一・六十四条　暫定措置

1　各締約国は、商標の不正使用に関する民事上の司法手続において、自国の司法当局が、侵害の疑いのある物品及び次に掲げるものの双方を差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる暫定措置をとる権限を有することを定める。

(a)　申し立てられた侵害行為において主として使用された材料及び道具

(b)　申し立てられた侵害に関連する証拠書類

2　各締約国は、著作権又は関連する権利の侵害に関する民事上の司法手続において、自国の司法当局が、侵害の疑いのある物品及び少なくとも次のいずれかのものを差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる暫定措置をとる権限を有することを定める。

(a)　申し立てられた侵害行為において主として使用された材料及び道具

(b)　申し立てられた侵害に関連する証拠書類

3　各締約国は、自国の司法当局が、適当な場合、特に、遅延により権利者に回復できない損害が生ずるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有することを定める。

4　各締約国は、自国の司法当局が、暫定措置に関し、申立人に対し、当該申立人が権利者であること及び当該申立人の権利が侵害されていること又はその侵害が生ずる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって確認するために合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求する権限並びに当該申立人に対し、被申立人を保護し、及び濫用を防止するために十分であり、かつ、当該暫定措置のための手続の利用を不当に妨げない担保又は同等の保証を提供することを命ずる権限を有することを定める。

5　締約国は、暫定措置が貿易関連知的所有権協定第五十条4から8までの規定に従って実施されることを了解する。

第三款　国境措置

第十一・六十五条　権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止

1　各締約国は、貿易関連知的所有権協定第五十一条の規定に従い、輸入貨物に関し、著作権侵害物品又は不正商標商品が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、著作権侵害物品又は不正商標商品(注1)の疑いのある物品の解放を停止するよう自国の権限のある当局に対して申立てを提出することができる手続(注2)を採用し、又は維持する。

注1　第一款（一般的義務）、第二款（民事上の救済）、第三款（国境措置）及び第四款（刑事上の制裁）の規定の適用上、

(a)　「不正商標商品」とは、ある商品について有効に登録されている商標と同一の商標又は当該有効に登録されている商標とその基本的側面において識別することができない商標を許諾なしに付した同様の商品（包装を含む）であって、そのような商標を付したことをもってこれらの款の規定に基づく手続を定める締約国の法令上、商標権者の権利を侵害するものをいう。

(b)　「著作権侵害物品」とは、ある国において、権利者又は権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ることなくある物品から直接又は間接に作成された複製物であって、当該物品の複製物の作成が、これらの款の規定に基づく手続を定める締約国において行われたとしたならば、当該締約国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。

注2　締約国は、権利者によって若しくはその承諾を得て他の締約国若しくは非締約国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については、この手続を適用する義務は生じないことを了解する。

2　この款の規定の適用上、「権限のある当局」には、締約国の法令上の適当な司法当局、行政当局又は法執行当局を含めることができる。

第十一・六十六条　停止又は留置の申立て

各締約国は、権利者の行政上の負担を最小にするため、停止又は留置に関する受理された申立てが適切な期間効力を有することを定めるよう努める。(注)

注　この款の規定の適用上、締約国は、「申立て」を「記録」を意味するものとして取り扱うことができる。

第十一・六十七条　担保又は同等の保証

各締約国は、自国の権限のある当局が、第十一・六十五条（権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）に規定する手続を開始する権利者に対し、被申立人及び当該権限のある当局を保護し、並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有することを定める。各締約国は、当該担保又は同等の保証が当該手続の利用を不当に妨げないことを定める。

第十一・六十八条　権限のある当局により権利者に対して提供される情報

締約国は、情報の秘密に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の権限のある当局が著作権侵害物品若しくは不正商標商品の疑いのある物品を留置し、又は当該物品の解放を停止した場合には、自国の権限のある当局が当該物品の荷送人、輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所、当該物品に関する記述、当該物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国について権利者に通知する権限を有することを定めることができる。

第十一・六十九条　職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止

1　各締約国は、輸入貨物に関し、自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある(注)物品の解放を停止するために職権により行動することができる手続を採用し、又は維持する。各締約国は、自国の権限のある当局が職権により行動する場合には、輸入者及び権利者がその停止の通知を速やかに受けることを定める。

注　締約国は、当該物品が著作権侵害物品又は不正商標商品であると信ずるに足りる合理的な理由を自国の権限のある当局が有することに基づいてこの義務を履行することができる。